別 表

コード	粉じん作業の内容
010	土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（コード012に掲げる作業を除く。）ただし、次に掲げる作業を除く。 イ　坑外の、鉱物等を湿式により試錐（すい）する場所における作業 ロ　屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
012	ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和25年法律第291号）第２条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
020	鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（コード030、032、090又は180に掲げる作業を除く。）
030	坑内の、鉱物等を破砕し、粉砕し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（コード032に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ　湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ　水の中で破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業 ハ　設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業
032	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
040	坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽（けん）引する機関車を運転する作業を除く。
050	坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充填し、又は岩粉を散布する場所における作業（コード052に掲げる作業を除く。）
052	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
053	坑内であつて、コード010から032まで、050又は052に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
060	岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（コード130に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ　火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業 ロ　設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
070	研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（コード060に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。
080	鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるいわける場所における作業（コード030、150又は190に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ　水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業 ロ　設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業 ハ　屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破砕し、又は粉砕する場所における作業